

株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

株式会社タチエス

代表取締役社長 田 口 裕 史

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス 本社3階講堂
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tachi-s.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果に支えられ、緩やかながら回復に向かい、年度後半には新政権による経済政策の期待感から、急速に円安が進み、株価も上昇するなど、景気回復に明るい兆しも見えてまいりました。一方、海外におきましては、米国経済は緩やかながら回復基調で推移しましたが、債務問題による欧州経済の停滞長期化や中国経済の成長の鈍化など、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループが関連する自動車業界におきましては、国内販売では、上期のエコカー補助金による新車販売の下支え等もあり、前年度を上回りました。また、海外においては、米国の自動車市場は景気持ち直しにより堅調に推移したものの、欧州市場は低迷し、中国では日系自動車メーカーの販売が大幅に落ち込むなど、関連部品メーカーもその影響を受けました。

このような環境の中、当社グループは、ビジョン『Global Challenge 177 (以下『GC177』という)』を掲げ「品質No.1」「営業利益率7%」「世界生産シェア7%」の3つの目標達成に向け活動を推進してまいりました。

当期の主な活動としては、メキシコにおいて開発と統括機能を持ち合わせた統括会社を設立し、また、シート部品ビジネスの競争力を向上させるためにフレーム生産会社を設立しました。ブラジルでは同領域における得意先戦略と受注に対応するための会社を設立し、ベトナムでも新規受注に伴う生産と開発対応を行うためにそれぞれ会社を設立しました。

これらの事業の拡大と拠点網の整備に伴い、グローバルで戦える体制整備は着実に進んでおります。

当期の業績につきましては、中国において得意先である日系自動車メーカーの販売減少による影響は受けたものの、東日本大震災やタイ洪水被害の影響の解消により、国内を中心に販売が回復したことから、売上高は2,176億9千2百万円(前期比6.7%増)となりました。損益につきましては、中国における売上高減少の影響に加え、メキシコ新会社の立ち上げ費用の発生や国内での売上構成の変動等により営業利益は61億2千万円(前期比19.3%減)、経常利益は93億2千6百万円(前期比8.2%減)、当期純利益は55億9千3百万円(前期比12.0%減)となりました。

なお、当期におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

自動車メーカー各社からの受注回復等により、売上高は1,223億7千1百万円（前期比11.3%増）、営業利益は28億3千9百万円（前期比14.0%増）となりました。

②米国

主要客先である日系自動車メーカーからの受注回復により、売上高は402億3千4百万円（前期比20.0%増）、営業利益は10億8千2百万円（前期比30.0%増）となりました。

③カナダ

主要客先である日系自動車メーカーからの受注回復により、売上高は114億9千2百万円（前期比4.8%増）、営業利益は6億2千8百万円（前期比43.0%増）となりました。

④メキシコ

新規車種の生産台数の増加等により、売上高は270億2千万円（前期比11.6%増）となりました。また、当期よりタチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.及びシーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.を連結の範囲に含めております。これにより、当該2社については、立ち上げに伴う費用のみ発生したことから、メキシコ全体の営業利益は4億4千2百万円（前期比44.9%減）となりました。

⑤フランス

部品販売の減少や為替変動の影響により、売上高は11億3千3百万円（前期比26.8%減）、営業損失は3千3百万円（前期は営業利益2千1百万円）となりました。

⑥中国

主要客先である日系自動車メーカーからの受注減少により、売上高は154億2千4百万円（前期比35.3%減）、営業利益は12億8千万円（前期比57.7%減）となりました。

⑦その他

当期よりタチエス（THAILAND）CO.,LTD.を連結の範囲に含めております。当期の業績は、自動車座席部品の生産立ち上げに向け準備を進めていることにより、売上高は1千4百万円、営業損失は9千2百万円となりました。

(2)設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に、総額45億3千5百万円を実施いたしました。

(3)資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、平成24年12月に公募増資及び自己株式の処分を行い、平成25年1月に第三者割当増資を行うことにより、総額45億1千4百万円を調達いたしました。

(4)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5)他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6)吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分の状況

該当事項はありません。

(8)対処すべき課題

当社グループが関係する自動車業界におきましては、得意先自動車メーカー各社の生き残りをかけた新成長戦略、特に新興国における市場拡大を中心としたグローバル展開活動が、より一層加速し推進されております。

グローバルでの競争環境が大きく変化する中、当社グループの目指す方向は、得意先のニーズを先取りした提案力を基に世界で存在感のある企業であり続けること、即ち真の『グローバル・シート・システム・クリエーター』となることです。

このような状況を踏まえ、私達は本年度を当社が掲げるビジョン『GC177』達成に向けた“実行の年”と位置づけ諸施策を推進し、とりわけコスト競争力強化については、チームワークとスピードアップをキーワードとし、全社一丸となつて不退転の決意をもって取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9)財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第58期 (平成22年3月期)	第59期 (平成23年3月期)	第60期 (平成24年3月期)	第61期(当期) (平成25年3月期)
売 上 高 (百万円)	192,172	218,805	204,053	217,692
経 常 利 益 (百万円)	7,938	13,563	10,156	9,326
当 期 純 利 益 (百万円)	3,786	8,729	6,358	5,593
1株当たり当期純利益 (円)	121.97	268.05	193.62	164.90
総 資 産 (百万円)	96,610	100,109	116,242	124,125
純 資 産 (百万円)	45,559	54,142	60,663	74,658
1株当たり純資産 (円)	1,365.55	1,526.52	1,705.01	1,930.53

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第58期は、経済環境は緩やかに回復に向かったものの、上半期での販売低迷の影響から、売上高は減少しました。利益面は、事業基盤再構築の効果や収益向上の取り組み、特別損失の減少等により、営業利益、経常利益、当期純利益共に増加となりました。
3. 第59期は、東日本大震災に伴う減産の影響があったものの、総じて国内外共に自動車座席の受注は堅調に推移したことから、売上、利益面共に増収増益となりました。
4. 第60期は、東日本大震災による生産台数の減少による影響及び為替変動に伴う換算額の減少等により、売上、利益面共に減収減益となりました。
5. 第61期の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社Nui Tec Corporation	325 ^{百万円}	100.0%	自動車座席用縫製部品の製造、販売
株式会社タチエスパーツ	50 ^{百万円}	100.0	各種座席部品・医療用ベッドの製造、販売
立川発条株式会社	40 ^{百万円}	77.7	各種バネ・自動車座席部品の製造、販売
タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	43 ^{百万 US\$}	100.0	北米における営業、開発業務
シーテックス INC.	5 ^{百万 US\$}	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
タックル シーティング U.S.A.LLC	22 ^{百万 US\$}	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
インダストリア デ アシエン ト スペリオル S.A. DE C.V.	26 ^{百万 US\$}	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売
タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.	20 ^{百万 US\$}	100.0 (99.9)	中南米における開発業務及び管理統括業務
シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.	6 ^{百万 US\$}	100.0 (100.0)	メキシコにおける自動車座席の製造、販売
タチエス カナダ LTD.	12 ^{百万 CAN\$}	100.0 (100.0)	カナダにおける管理統括業務
シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ	30 ^{百万 CAN\$}	51.0 (51.0)	カナダにおける自動車座席の製造、販売
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	7 ^{百万 EURO}	100.0	欧州における営業、開発業務
広州泰李汽車座席有限公司	66 ^{百万 RMB}	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
泰極（広州）汽車内飾有限公司	38 ^{百万 RMB}	100.0	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
武漢泰極江森汽車座席有限公司	43 ^{百万 RMB}	70.0	中国における自動車座席の製造、販売
タチエス (THAILAND) CO.,LTD.	445 ^{百万 BAHT}	100.0	アセアン、インドにおける管理統括業務及びタイにおける自動車座席部品の製造・販売

(注) 1. 当社の出資比率欄の () 内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。

2. タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.は新たに設立したことにより、またタチエス(THAILAND)CO.,LTD.は、重要性が増したことにより、当期より重要な子会社に含めております。

(11)主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

自動車座席・座席部品の製造及び販売

(12)主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

①当社

本 社	東京都昭島市松原町3丁目3番7号		
技術センター	技術・モノづくりセンター（東京都青梅市） 技術センター愛知（愛知県安城市）		
工 場	愛知工場（愛知県安城市）	武蔵工場（埼玉県入間市）	
	青梅工場（東京都青梅市）	栃木工場（栃木県下野市）	
	平塚工場（神奈川県平塚市）	鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）	

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社Nui Tec Corporation	東京都羽村市
株式会社タチエスパーツ	東京都羽村市
立川発条株式会社	東京都昭島市
タチエスエンジニアリング U.S.A.INC.	米国 ミシガン州
シーテックス INC.	米国 オハイオ州
タックル シーティング U.S.A.LLC	米国 テネシー州
インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
シーテックス オートモーティブ メキ シコ S.A. DE C.V.	メキシコ グアナファト州
タチエス カナダ LTD.	カナダ ノバスコシア州
シーテックス カナダ ジェネラル・ パートナーシップ	カナダ オンタリオ州
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	フランス ヴェルジー・ビラクブレー市
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	中国 湖北省
タチエス（THAILAND）CO.,LTD.	タイ バンコク都

(注) 所在地欄には本社所在地を記載しております。

(13)従業員の状況（平成25年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,375名	207名減

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等1,014名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,408名	44名増	37.6歳	13.4年

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等141名は含んでおりません。

(14)主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,049
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	500
株式会社三菱東京UFJ銀行	218

(15)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

(1)発行可能株式総数 140,000,000株

(2)発行済株式の総数 36,442,846株（自己株式3,314株を含む）

(注) 当期に実施した公募増資及び第三者割当増資により、発行済株式の総数が1,420,000株増加しております。

(3)株主数 4,252名（前期末比695名増）

(4)大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	2,368 ^{千株}	6.50 [%]
ジョンソンコントロールズ株式会社	1,800	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	1,777	4.88
日野自動車株式会社	1,521	4.17
株式会社齊藤	1,514	4.16
タチエス取引先持株会	1,061	2.91
齊藤 静	1,046	2.87
河西工業株式会社	905	2.49
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	760	2.09
株式会社三井住友銀行	750	2.06

(注) 持株比率は自己株式（3,314株）を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者	さい とう きよし 齊 藤 潔	
代表取締役社長 (最高執行責任者)	た ぐち ひろ し ○田 口 裕 史	
取 締 役 (副 社 長)	の がみ よし ゆき ○野 上 義 之	管理本部統括、経営統括部門長
取 締 役 (副 社 長)	なか やま た ろう ○中 山 太 郎	ビジネス本部統括、ビジネス部門長
取 締 役 (常務執行役員)	がも う むつみ ○蒲 生 睦	ホンダ・トヨタ・三菱ビジネス担当
取 締 役 (常務執行役員)	○み き ひろ ゆき 三 木 浩 之	開発部門長
社 外 取 締 役	きつ かわ みち ひろ 木津川 迪 治	クローバー法律事務所パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	はら だ ふみ お 原 田 文 雄	
常 勤 監 査 役	くぼ た きよ お 窪 田 清 夫	
社 外 監 査 役	いっぽう し のぶ たけ 一 法 師 信 武	
社 外 監 査 役	まつ お しん ずけ 松 尾 慎 祐	さくら共同法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 監査役一法師信武氏は、公認会計士及び税理士資格を有するほか、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、取締役木津川迪治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. ○印は執行役員兼務者であり、()内は執行役員の地位であります。
4. 平成24年6月27日開催の第60回定時株主総会において、新たに三木浩之氏が取締役に、窪田清夫氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 平成24年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、川村清治氏、小林英雄氏が任期満了により取締役を退任し、関口義雄氏が任期満了により監査役をそれぞれ退任いたしました。
6. 平成13年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	まつ した たかし 松 下 隆	泰極愛思（広州）企業管理有限公司総経理
常務執行役員	い つき のり やす 伊 月 憲 康	フジキコウ タチエス メキシコ S.A. DE C.V. 取締役社長
常務執行役員	とみ やま まさ き 富 山 正 樹	品質保証部門長
常務執行役員	あお ち とおる 青 地 徹	生産部門長
常務執行役員	く どう つとむ 工 藤 勉	海外生産担当
常務執行役員	いわ いし とおる 岩 石 徹	タチエス エンジニアリング U.S.A. INC. 取締役社長 タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V. 取締役社長
執 行 役 員	えの もと かず お 榎 本 一 夫	生産技術・国内生産担当
執 行 役 員	いわ さき しん や 岩 崎 信 也	福州泰昌汽車座椅開発有限公司総経理
執 行 役 員	ない どう ひろ ひこ 内 藤 博 彦	調達部門長
執 行 役 員	やま もと ゆう いち ろう 山 本 雄 一 郎	日産ビジネス・海外事業管理担当
執 行 役 員	あり しげ くに お 有 重 邦 雄	先行・量産開発担当
執 行 役 員	あお き あきら 青 木 明	品質保証部担当
執 行 役 員	しま さき みつ お 島 崎 満 雄	車種企画部・原価企画部担当
執 行 役 員	よこ た まさ あき 横 田 政 明	フレーム事業部担当
執 行 役 員	かみ や まさる 神 谷 勝	コンプライアンス担当

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

取締役9名	257百万円	(うち社外取締役1名 7百万円)
監査役5名	40百万円	(うち社外監査役2名 8百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記人数及び報酬等の額には、平成24年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名に係る報酬が含まれております。
4. 上記報酬等の額には、平成25年6月25日開催の第61回定時株主総会において決議予定の取締役賞与（社外役員は除く）が含まれております。

(3)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
木津川 迪 洽	社外取締役	クローバー法律事務所パートナー弁護士
一法師 信 武	社外監査役	
松尾 慎 祐	社外監査役	さくら共同法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 当社はさくら共同法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。
2. その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
木津川 迪 洽	社外取締役	当期開催の取締役会13回中13回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
一法師 信 武	社外監査役	当期開催の取締役会13回中12回に、また、監査役会8回中8回に出席し、必要に応じ、財務及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。
松尾 慎 祐	社外監査役	当期開催の取締役会13回中12回に、また、監査役会8回中8回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

5. 当社の会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 当社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成16年4月にコンプライアンス宣言を行いました。この中で、「タチエス倫理綱領」を役員・社員の行動の拠りどころとし、以下の実践に努めることを宣言しました。

- ・ 環境への影響に十分配慮し、社会に有用で安全な商品を提供していくと共に、企業の透明性を確保し、全てのステークホルダーの信頼に応えられるよう努める。
- ・ 国の内外を問わず、全ての法律とルール及びその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって行動する。
- ・ 社是「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民として責任ある行動と倫理観の涵養に努める。

これらを実践し、社会から信頼される企業であり続けるため、当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めました。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役員・社員は、一人ひとりの行動規範として制定する「タチエス倫理綱領」に従い、誠実に行動する。
- 2) コンプライアンスに関する体制整備のため、コンプライアンス運用規定、内部通報制度標準等を制定すると共に、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。社長を委員長とし、全取締役、関係執行役員、事務局で構成する倫理委員会にて、各年度、コンプライアンス実行計画を策定すると共に活動のレビューを行う。グループ内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設ける。この通報先は、経営監査室、監査役、顧問弁護士とする。
コンプライアンス違反が発生した場合、これに適切に対応するため、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社外取締役、監査役、顧問弁護士、事務局にて構成するコンプライアンス委員会を設置する。
- 3) 社内業務については経営監査室が監査する。各部署・関係会社に対する監査計画を立案し、監査の実施、指摘、監査報告を行い、有効性の強化とプロセス改善に努める。
- 4) 経営の公正及び透明性を確保するために、取締役体制には社外取締役を招聘する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- 2) 重要な情報の機密保持や個人情報の保護については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に保存及び管理される。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会及び執行役員会において、経営環境の変化や事業の活動状況を踏まえ、事業に関する重大なリスクを予見し、その適切な対処方法について検討し、予防策を講じる。
- 2) 全社的なリスクについては、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置すると共に、その下部組織として部会を設置し、リスク管理体制の整備、強化を図る。
- 3) コンプライアンス、安全衛生、環境、防災、品質に係るリスクについては、「倫理委員会」「中央安全衛生委員会」「全社環境管理委員会」「中央防災対策委員会」「品質保証委員会」を設け、それぞれの担当部署が専門的な立場からリスク管理を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - ・毎月1回開催する取締役会における重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督
 - ・毎月2回開催する執行役員会における重要事項に関する意思決定
 - ・取締役会における中期経営計画策定と執行役員会における月次のフォロー
 - ・取締役会における年度事業計画策定と執行役員会における月次業績のフォローと改善策の策定
- 2) 経営の意思をタイムリーに伝達し、各部門における業務の執行を円滑にするために、各部門を担当する執行役員が招集する部門別執行役員会（各部門の担当役員・部長にて構成）を設置する。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ経営管理については、経営統括部門が統括する。
- 2) 経営統括部門は、グループ各社の月次損益分析を取締役会及び執行役員会に報告する。
- 3) 次の会議体を設け、関係会社に対する適切な経営管理とモニタリングを行う。

<国内関係会社>

- ・国内関係会社経営コミッティー（年2回開催）
- ・関係会社社長会（年2回開催）

<海外関係会社>

- ・海外関係会社経営コミッティー（年2回開催）
- ・北米経営コミッティー（四半期毎に開催）
- ・中国経営コミッティー（四半期毎に開催）

⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 現時点で補助すべき使用人は設置していないが、必要に応じ監査役スタッフを置くこととし、その人事については監査役会の承認を得ることとする。
- 2) 監査役は、監査職務の遂行に当たり、内部監査を担当する経営監査室と連携を保ち、効率的な監査を行う。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 常勤監査役は、監査方針を立案し、監査計画に基づく監査を実施する。また、取締役会や重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求める。
- 2) 監査役会は、社長との定期的な意見交換会を設定する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役体制は、経営執行の状況を広い視野から把握するため、学識経験者等の有識者を社外監査役として招聘する。また、監査役の欠員による監査の空白を避けるため、補欠社外監査役を選任する。
- 2) 監査役は、監査役、会計監査人、経営統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定期的に開催し、コーポレートガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行う。
- 3) 監査役会は、会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行う。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、「タチエス倫理綱領」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない旨定め、研修等により周知徹底を図る。ま

た、経営統括部門は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、有事の際にも速やかに対応可能な体制を整備する。

(2)当社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的内容の概要

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引きいただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

当社が関連する自動車業界におきましては、一段と成熟化が進み、今後国内での生産量の増加は期待できない大変厳しい状況にあります。こうした環境の中、得意先自動車メーカー各社は生き残りを賭けた新たな中長期の成長戦略を掲げ、グローバルで活動を推進しており、当社もこの新戦略の流れ、とりわけ新興国を中心とした事業展開に挑戦することが、生き残りをかけた正念場であると認識しております。そこで当社は、平成28年度を到達年度とするビジョン『GC177』を新たに定め、「品質No.1」「営業利益率7%」「世界生産シェア7%」の3つの長期目標を掲げ、この目標を達成するための諸施策を着実に実行することにより、『グローバル・シート・システム・クリエーター』としての基盤を強化し、世界で存在感ある企業を目指していききたいと考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要

当社は、平成24年6月27日に開催された第60回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間を確保すること、当社取締役会等において大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、並びに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと認められる大規模買付行為に対する対抗措置を予め明らかにすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うことを目的としております。

本プランの対象となる大規模買付行為は、以下の1) 又は2) に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為となります。

- 1) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- 2) 当社が発行者である株式等について公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランにおける対抗措置の具体的な内容としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。

④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から本プランが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」の全てを充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3) 株主の皆様を意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様を意思を直接確認するものです。

また、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みを確保しています。

4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置します。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.tachi-s.co.jp/uploads/pdfs/newsrelease_1/20120510_tachi-s.pdf)

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

内部留保金につきましては、研究開発やグローバルな事業展開に向けた投資等に活用し、中長期的な利益確保と財務体質の強化を図ってまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主総会決議をもって実施する期末配当と合わせ、年2回の配当を行うことを基本としております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	73,630	流動負債	41,835
現金及び預金	31,560	支払手形及び買掛金	31,336
受取手形及び売掛金	28,156	短期借入金	434
有価証券	1,744	未払法人税等	1,232
商品及び製品	1,124	未払費用	4,143
仕掛品	615	役員賞与引当金	65
原材料及び貯蔵品	5,385	その他	4,625
前払金	1,669	固定負債	7,630
繰延税金資産	946	長期借入金	1,993
その他	2,481	繰延税金負債	1,642
貸倒引当金	△53	退職給付引当金	1,878
固定資産	50,494	役員退職慰労引当金	16
有形固定資産	24,021	その他	2,099
建物及び構築物	9,573	負債合計	49,466
機械装置及び運搬具	6,463	(純資産の部)	
土地	6,058	株主資本	69,361
建設仮勘定	886	資本金	9,040
その他	1,039	資本剰余金	9,518
無形固定資産	488	利益剰余金	50,805
投資その他の資産	25,985	自己株式	△3
投資有価証券	21,595	その他の包括利益累計額	986
長期貸付金	27	その他有価証券評価差額金	2,207
繰延税金資産	117	為替換算調整勘定	△1,221
その他	4,255	少数株主持分	4,311
貸倒引当金	△9	純資産合計	74,658
資産合計	124,125	負債・純資産合計	124,125

連結損益計算書 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		217,692
売 上 原 価		199,279
売 上 総 利 益		18,413
販売費及び一般管理費		12,293
営 業 利 益		6,120
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	197	
受 取 配 当 金	187	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,794	
為 替 差 益	101	
そ の 他	84	3,365
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	132	
株 式 交 付 費	20	
そ の 他	6	159
経 常 利 益		9,326
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	16
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損 失	196	
減 損 損 失	53	249
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,092
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,972	
法 人 税 等 調 整 額	405	2,377
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		6,715
少 数 株 主 利 益		1,122
当 期 純 利 益		5,593

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	8,145	7,836	45,627	△1,960	59,649
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	894	894			1,788
剰 余 金 の 配 当			△492		△492
当 期 純 利 益			5,593		5,593
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		787		1,958	2,746
連 結 範 囲 の 変 動			△11		△11
持分法の適用範囲の変動			△1		△1
そ の 他			89		89
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	894	1,682	5,178	1,957	9,712
平成25年3月31日残高	9,040	9,518	50,805	△3	69,361

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成24年4月1日残高	1,646	△5,302	△3,656	4,670	60,663
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					1,788
剰 余 金 の 配 当					△492
当 期 純 利 益					5,593
自 己 株 式 の 取 得					△1
自 己 株 式 の 処 分					2,746
連 結 範 囲 の 変 動					△11
持分法の適用範囲の変動					△1
そ の 他					89
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	561	4,081	4,642	△358	4,283
連結会計年度中の変動額合計	561	4,081	4,642	△358	13,995
平成25年3月31日残高	2,207	△1,221	986	4,311	74,658

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

会社名：(株)Nui Tec Corporation、(株)タチエスパーツ、立川発条(株)、タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.、シーテックスINC.、タックル シーティング U.S.A.LLC、タチエス カナダ LTD.、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ、インダストリア デ アシエント スペリオール S.A. DE C.V.、タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.、タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.L.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極(広州) 汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.

(連結の範囲に関する事項の変更)

タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.は新たに設立したことにより、また、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.は重要性が増したことから、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

会社名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、上海泰極愛思汽車部件有限公司、泰極愛思(広州)企業管理有限公司、浙江泰極愛思汽車部件有限公司、PT.タチエス インドネシア、タチエス ベトナム CO.,LTD.、タチエス エンジニアリング ベトナム CO.,LTD.、タチエス ブラジル Ltda、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等を勘案しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社

(2) 持分法適用の関連会社の数 7社

会社名：富士機工(株)、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A.LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司、タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等 非連結子会社

会社名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、上海泰極愛思汽車部件有限公司、泰極愛思(広州)企業管理有限公司、浙江泰極愛思汽車部件有限公司、PT.タチエス インドネシア、タチエス ベトナム CO.,LTD.、タチエス エンジニアリング ベトナム CO.,LTD.、タチエス ブラジル Ltda、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

関連会社

会社名：フジキコウ タチエス メキシコ S.A. DE C.V.、鄭州泰新汽車内飾件有限公司、浙江古俱泰汽車内飾有限公司、タックル オートモーティブ India Private Limited

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲からは除外しております。

(4) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日は、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、タックル シーティング UK Limited、タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.を除き、連結決算日と一致しております。

錦陵工業(株)、テクノトリムINC.の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、タックル シーティング UK Limited、タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、タックル シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.を除き、連結決算日と一致しております。

タックル シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

主として総平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

製品・仕掛品（量産品）、原材料

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の製品・仕掛品

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）によっております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、主に当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、主にその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主にその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

連結子会社のうち3社について、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ132百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物及び構築物	3,383百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
計	4,445百万円

(2) 担保に係る債務

流動負債その他	520百万円
長期借入金	500百万円
固定負債その他	1,810百万円
計	2,830百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

36,630百万円

3. 保証債務の内容及び金額

他の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

浙江吉俱泰汽車内飾有限公司	212百万円	(14,000千RMB)
浙江富昌泰汽車零部件有限公司	18百万円	(1,195千RMB)
計	230百万円	

4. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	21百万円
支払手形	131百万円
流動負債「その他」 (設備関係支払手形)	88百万円

5. 現先取引

流動資産「その他」には、現先取引による短期貸付金798百万円が含まれております。当該現先取引に係る担保受入有価証券の時価は798百万円であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	35,022,846	1,420,000	—	36,442,846

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,420,000株は、公募増資による増加1,020,000株及び第三者割当増資による増加400,000株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	262百万円	8円	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日
平成24年10月26日 取締役会	普通株式	229百万円	7円	平成24年 9月30日	平成24年 12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に予定されているもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	255百万円	7円	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、ビジネス部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。有価証券につきましては、安全性の高い金融資産での運用のためリスクは僅少であります。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握すると共に、把握された時価が取締役会に報告されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金はすべて固定金利としており、支払金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引については、通常の営業過程における輸入取引及びグループ内の外貨建て融資に係る為替相場の変動によるリスクを軽減するため、必要に応じ為替予約取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、執行・管理については、その必要性を検討し社内承認を得た上で行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	31,560	31,560	—
(2) 受取手形及び売掛金	28,156	28,156	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,579	8,579	—
(4) 前払金	1,669	1,669	—
(5) 支払手形及び買掛金	(31,336)	(31,336)	—
(6) 短期借入金	(339)	(339)	—
(7) 未払法人税等	(1,232)	(1,232)	—
(8) 長期借入金	(2,087)	(2,101)	13

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(4) 前払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及びその他は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額31百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は東京都内において、賃貸用の商業施設（土地含む。）を有しております。
- 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,241	5,493

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 時価は、主として「固定資産税評価額」に基づき算定した金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,930円53銭
1 株当たり当期純利益	164円90銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	5,593百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	5,593百万円
普通株式の期中平均株式数	33,916,884株

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,359	流動負債	29,976
現金及び預金	11,247	支払手形	782
受取手形	58	買掛金	22,253
売掛金	21,004	関係会社短期借入金	871
有価証券	1,600	未払金	936
商品及び製品	314	未払費用	2,792
仕掛品	505	未払法人税等	731
原材料及び貯蔵品	2,061	預り金	503
前払金	1,746	設備関係支払手形	636
繰延税金資産	701	前受収益	216
短期貸付金	1,191	役員賞与引当金	65
未収入金	267	その他	186
その他	712	固定負債	5,728
貸倒引当金	△53	長期借入金	1,500
固定資産	42,617	繰延税金負債	433
有形固定資産	15,867	退職給付引当金	1,715
建物	6,801	長期未払金	208
構築物	230	長期預り敷金	398
機械及び装置	2,941	長期預り保証金	1,471
車両運搬具	7	負債合計	35,705
工具器具備品	628	(純資産の部)	
土地	4,982	株主資本	46,066
建設仮勘定	275	資本金	9,040
無形固定資産	414	資本剰余金	9,193
ソフトウェア	397	資本準備金	8,592
その他	16	その他資本剰余金	601
投資その他の資産	26,336	利益剰余金	27,835
投資有価証券	6,860	利益準備金	480
関係会社株式	13,468	その他利益剰余金	27,354
関係会社出資金	5,480	圧縮記帳積立金	21
長期貸付金	26	別途積立金	15,000
長期前払費用	7	繰越利益剰余金	12,333
差入保証金	332	自己株式	△3
その他	170	評価・換算差額等	2,205
貸倒引当金	△9	その他有価証券評価差額金	2,205
資産合計	83,977	純資産合計	48,271
		負債・純資産合計	83,977

損益計算書 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		123,265
売 上 原 価		113,119
売 上 総 利 益		10,145
販売費及び一般管理費		7,533
営 業 利 益		2,612
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,082	
その他の	206	2,288
営 業 外 費 用		
支払利息	118	
株式交付費	20	
その他の	2	142
経 常 利 益		4,758
特 別 利 益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	5	5
特 別 損 失		
固定資産処分損	170	
減損損失	53	223
税 引 前 当 期 純 利 益		4,540
法人税、住民税及び事業税	1,090	
法人税等調整額	△92	997
当 期 純 利 益		3,542

株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 圧縮記帳 積 立 金
平成24年4月1日残高	8,145	7,697	9	7,706	480	22
事業年度中の変動額						
新株の発行	894	894		894		
剰余金の配当						
当期純利益						
圧縮記帳積立金の取崩						△0
自己株式の取得						
自己株式の処分			592	592		
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	894	894	592	1,486	—	△0
平成25年3月31日残高	9,040	8,592	601	9,193	480	21

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産 合 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計					
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
平成24年4月1日残高	15,000	9,282	24,785	△2,156	38,481	1,644	1,644	40,126
事業年度中の変動額								
新株の発行					1,788			1,788
剰余金の配当		△492	△492		△492			△492
当期純利益		3,542	3,542		3,542			3,542
圧縮記帳積立金の取崩		0	—		—			—
自己株式の取得				△1	△1			△1
自己株式の処分				2,154	2,746			2,746
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)						561	561	561
事業年度中の変動額合計	—	3,050	3,050	2,153	7,584	561	561	8,145
平成25年3月31日残高	15,000	12,333	27,835	△3	46,066	2,205	2,205	48,271

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ②その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
- 時価のないもの 総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ①製品・仕掛品（量産品）、原材料 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ②その他の製品・仕掛品 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ③貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定 率 法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定 額 法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定 額 法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜による処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ129百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土	地	1,062百万円
建	物	3,382百万円
構	築	0百万円
機	械 及 び 装 置	0百万円
計		4,445百万円

(2) 担保に係る債務

預り金	351百万円
前受収益	168百万円
長期借入金	500百万円
長期預り敷金	371百万円
長期預り保証金	1,438百万円
計	2,830百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,944百万円

3. 保証債務の内容及び金額

他の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

タックル シーティング U.S.A.LLC	47百万円	(500千US\$)
タチエス エンジニアリングヨーロッパ S.A.R.L.	181百万円	(1,500千EUR)
浙江吉俱泰汽車内飾有限公司	212百万円	(14,000千RMB)
浙江富昌泰汽車零部件有限公司	18百万円	(1,195千RMB)
タチエス (THAILAND) CO.,LTD.	560百万円	(175,000千THB)
計	1,018百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,411百万円
短期金銭債務	3,349百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

5. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形	1百万円
支払手形	131百万円
設備関係支払手形	88百万円

6. 現先取引

短期貸付金には、現先取引による短期貸付金798百万円が含まれております。当該現先取引に係る担保受入有価証券の時価は798百万円であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上	高	4,144百万円
仕 入	高	15,737百万円
その他の営業費用		593百万円
営業取引以外の取引高		1,952百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,182,512	802	2,180,000	3,314

- (注) 1. 自己株式当期増加の内訳
単元未満株式の買取 802株
2. 自己株式当期減少の内訳
公募による自己株式の処分 2,180,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	76百万円
未払賞与否認	478百万円
退職給付引当金否認	617百万円
その他	481百万円
繰延税金資産 小計	1,654百万円
評価性引当額	△159百万円
繰延税金資産 合計	1,494百万円
繰延税金負債との相殺	△792百万円
繰延税金資産の純額	701百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△11百万円
その他有価証券評価差額金	△1,213百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債 合計	△1,226百万円
繰延税金資産との相殺	792百万円
繰延税金負債の純額	△433百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 Nui Tec Corporation	所有 直接 100%	当社製品の部品製造 役員の兼任	部品等の購入	8,855	買掛金	314
				原材料の支給	5,667	未払費用	1
				資金運用の受託	3,295	前払金	304
				受取配当金	40	関係会社短期借入金	612
	タチエス エンジニア リング U.S.A.INC.	所有 直接 100%	当社の米国における営業開発業務 役員の兼任	技術支援及び部品等の販売	394	売掛金	262
				部品等の購入	127	未収入金	7
				受取配当金	254	買掛金	85
						未払費用	0
	広州泰李汽車座椅有限公司	所有 直接 51%	技術支援及び部品の供給 他 役員の兼任	技術支援及び部品等の販売	283	売掛金	302
				受取配当金	898	—	—
	泰極(広州)汽車内飾有限公司	所有 直接 100%	当社製品の部品製造他 役員の兼任	部品等の購入	7,023	買掛金	717
				原材料の支給等	1,829	前払金	312
技術支援及び部品等の販売				100	売掛金	10	
受取配当金				573	未収入金	2	
関連会社	富士機工株式会社	所有 直接 24.6%	当社製品の部品製造 役員の兼任	部品等の購入	7,060	買掛金	1,883
				原材料の支給等	575	前払金	—
						未収入金	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法

- (1) 部品の購入等については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 資金運用の受託及び資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,324円71銭
1 株当たり当期純利益	104円45銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	3,542百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	3,542百万円
普通株式の期中平均株式数	33,916,884株

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 タチエス
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 達也 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 椎野 泰輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 タチエス
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 達也 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 椎野 泰輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、かつ、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告に記載の内容及び取締役の職務の遂行についても指摘すべき事項は認められません。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月10日

株式会社タチエス 監査役会

常勤監査役 原 田 文 雄 ㊞

常勤監査役 窪 田 清 夫 ㊞

社外監査役 一 法 師 信 武 ㊞

社外監査役 松 尾 慎 祐 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金7円、総額255,076,724円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株当たり金7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり金14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さいとう きよし 齊藤 潔 (昭和22年1月25日生)	昭和48年3月 当社入社 昭和57年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役、生産本部長 平成8年6月 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成17年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（現任）	736,028株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	たぐち ひろし 田口裕史 (昭和22年1月18日生)	昭和44年4月 日産自動車株式会社入社 平成5年7月 豪州日産自動車会社取締役チーフアドバイザー 平成10年4月 当社入社、理事 インダストリア デ アシエント スペリ オル S.A. DE C.V. 取締役社長 平成13年6月 日産自動車株式会社入社 平成14年4月 同社中国事業室主管 平成15年1月 当社入社、顧問 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役兼常務執行役員、海外事業部門長 平成18年4月 当社海外事業統括部門長 平成20年4月 当社取締役兼副社長 平成21年4月 当社取締役兼最高執行責任者 平成21年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者(現任) 平成22年4月 当社グローバル地域統括 平成23年4月 当社品質保証部門長 平成25年4月 当社モノづくり本部統括(現任)	27,200株
3	の がみ よし ゆき 野上義之 (昭和27年1月9日生)	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成10年4月 同社海外事業部副部長 平成12年1月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年4月 当社事業統括部門長 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年4月 当社経営統括部門長(現任) 平成21年4月 当社取締役兼副社長(現任) 平成22年4月 当社ビジネス管理本部統括 平成23年4月 当社ビジネス本部統括兼管理本部統括、 海外部門長 平成23年6月 当社管理本部統括(現任)	11,800株
4	なか やま たろう 中山太郎 (昭和30年9月18日生)	昭和55年4月 日産自動車株式会社入社 平成22年4月 同社グローバルマルチソーシング&エキ スポーツマネジメント部長 平成23年4月 当社入社、顧問 平成23年6月 当社取締役兼副社長、ビジネス本部統括 (現任)、海外部門長 平成24年4月 当社ビジネス部門長(現任)	7,200株
5	がも う むつみ 蒲生睦 (昭和31年7月25日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社営業部門長 平成21年4月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) 平成24年4月 当社ホンダ・トヨタ・三菱ビジネス担当 (現任) 平成25年4月 当社愛知・中京地区管掌(現任)	7,300株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	三木 浩之 (昭和28年10月3日生)	昭和54年 4月 日産自動車株式会社入社 平成12年 1月 同社商品企画商品戦略室主管 平成13年 4月 同社企画統括部長 平成16年 4月 当社入社、顧問 平成16年 6月 当社執行役員 平成17年 6月 当社取締役兼常務執行役員、開発技術部門長 平成18年 4月 当社開発部門長 平成19年 4月 タチエス エンジニアリング U.S.A.INC. 取締役社長 平成19年 6月 当社取締役退任、常務執行役員 平成21年 4月 当社品質保証部門長 平成23年 4月 当社開発部門長(現任) 平成24年 6月 当社取締役兼常務執行役員(現任)	9,500株
7	木津川 迪治 (昭和22年3月19日生)	昭和50年 4月 第一東京弁護士会登録 谷川八郎法律事務所勤務 昭和52年 4月 木津川迪治法律事務所設立 平成11年 4月 クローバー法律事務所設立パートナー(現任) 平成17年 4月 第一東京弁護士会副会長 平成18年 6月 当社社外取締役(現任) 当社特別委員会委員(現任) 平成23年 4月 日本弁護士連合会副会長 第一東京弁護士会会長 (重要な兼職の状況) クローバー法律事務所パートナー弁護士	6,700株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木津川迪治氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 木津川迪治氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
4. 当社は、木津川迪治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役松尾慎祐氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当株式の数
まつ お しん すけ 松尾 慎祐 (昭和45年8月4日生)	平成 9年 4月 東京弁護士会登録 さくら共同法律事務所入所 平成 18年 6月 さくら共同法律事務所パートナー（現任） 平成 23年 6月 当社社外監査役（現任） 当社特別委員会委員（現任） (重要な兼職の状況) さくら共同法律事務所パートナー弁護士	600株

- (注) 1. 松尾慎祐氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松尾慎祐氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松尾慎祐氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、松尾慎祐氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成24年6月27日開催の第60回定時株主総会において補欠監査役に選任された木下徳明氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、あらためて、法令に定める社外監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
きのしたのりあき 木下徳明 (昭和14年12月5日生)	昭和41年6月 公認会計士登録 木下公認会計士事務所開設 昭和47年4月 中央大学商学部兼任講師 昭和59年10月 監査法人井上達雄会計事務所代表社員 平成5年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 代表社員 平成14年4月 中央大学商学部教授 平成18年6月 当社特別委員会委員(現任) 平成19年6月 当社補欠監査役(現任) 平成22年6月 トップラン・フォームズ株式会社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木下徳明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 木下徳明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくためであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 木下徳明氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち、社外取締役を除く6名に対し、当期の業績等を勘案し、総額6,500万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に對する金額の決定については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図



会場：東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス 本社3階講堂

交通：JR青梅・五日市・八高線、
西武拝島（新宿）線
拝島駅下車 南口より徒歩約15分

UD FONT

